

<知 事 訓 示>

- 本県の感染状況につきましては、本日、5月8日に285人の新規陽性者を確認するなど、直ちに緊急事態宣言の発出を要請する段階ではないものの、その増加が継続をしています。
- また、感染力が強い変異株の割合も拡大をしており、これまでのところ十分な効果が確認をできていないのが現状であります。
- このため、政府対策本部が公示したところに基づき、埼玉県における重点措置を実施すべき期間を5月31日まで延長し、県民の皆様に対し更なる協力を要請することを含む措置を決定いたしました。
- 職員の皆さんにおかれては、県民の皆様をお願いを行う前に、攻める、守る、連携する、の3つの柱を徹底していただく必要があります。これまでも多くの努力をいただいておりますが、県民の命を守るために、今一步の努力をお願いしたいと思います。
- 引き続き県庁がワンチームとなり、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただくよう、お願いをいたします。